

- 1 電気用品の輸入を行う事業者は、**電気用品安全法に基づく義務を履行する必要があります**。特に重要なのは、**i) 国への届出、ii) 技術基準への適合の確認^{※1}、iii) 検査とその記録の保存^{※2}**です。 ^{※3}

※1 製品の設計等が技術基準に適合することを確認する。

※2 全ての製品に対して検査（原則、外観、絶縁耐力、通電）を行い、その記録を保存する。

※3 電気用品安全法に関する手続きの詳細等は、電気用品安全法 法令業務実施手引書をご確認ください。 (https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/pse_guide.html)



- 2 輸入事業者が電気用品安全法の**義務を履行していない場合、法に基づく命令や罰則^{※4}の対象**となります。履行を確認するため**立入検査**も行われます。

※4 最大1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金。又はこれを併科されます。

3. 輸入事業者は、**当該製品に重大製品事故^{※5}が発生した場合、欠陥により生じた事故が不明であっても、消費者庁に報告^{※6}する義務**があります。（消費生活用製品安全法）

※5 重大製品事故とは、死亡、重傷、火災、一酸化炭素中毒など。認知した日を含め10日以内の報告が必要。

※6 報告先は、消費者庁消費者安全課（電話：03-3507-9204 E-mail：g.seihinanzen@caa.go.jp）。

4. 輸入事業者は、**当該製品にリコールの必要がある場合、リコールを実施する責任^{※7}**があります。（消費生活用製品安全法）

※7 法律に基づくリコール命令の対象。念のためリコール保険に加入するなどの対応が考えられます。

- 5 輸入事業者は、**当該製品の欠陥により損害（当該製品の損害は除く）が発生した場合等には、製造物責任^{※8}**を問われる可能性があります。（製造物責任法）

※8 念のため製造物責任保険（PL保険）に加入するなどの対応が考えられます。